

# 平成26年度予算見積調書

課室名：障害者支援課

担当名：施設支援担当

内線：3304

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B216	児童措置委託費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	児童措置委託費	
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法			戦略項目			
						分野施策	020203 障害者の自立・生活支援		
<b>1 事業概要</b> 心身に障害のある児童を、その障害の程度及び種別に 応じた児童福祉施設に入所させ、日常生活の指導や独立 自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行う。 また、市町村が障害児通所給付費として支出した費用 に対し一定割合を負担する。  (1)児童措置費 542,877千円 (2)障害児入所給付費 727,809千円 (3)障害児通所給付費負担金 275,011千円 (4)審査支払事務委託料 840千円				<b>5 事業説明</b> (1)事業内容 児童福祉法に基づき、障害児に対し、障害の程度及び種別に 応じた支援を行い、障害児に対する福祉の推進を 図る。 ア 児童措置費 542,877千円 県が虐待等により措置した児童の施設入所に係る費用 イ 障害児入所給付費 727,809千円 県から支給決定を受け、契約により施設入所する児童に係る費用 ウ 障害児通所給付費負担金 275,011千円 市町村から支給決定を受け、契約により事業所に通所する児童に係る費用 エ 審査支払事務委託料 840千円 障害児入所給付費及び上記ア～ウに係る医療費の審査事務費  (2)事業計画 平成26年度 措置・契約児童数の見込み 障害児入所支援 措置：110人・契約：120人 障害児通所支援 契約：760人  (3)事業効果 施設利用児童数(入所) 平成21年度：1,263人、平成22年度：1,230人、平成23年度：1,274人、平成24年度：237人 平成24年4月1日に児童福祉法が改正となり、18歳以上の入所施設利用児童が対象外となった。  (4)その他(前年度との変更点) ・通園事業所の新規開設等により、障害児通所支援の利用者数が増加した。					
<b>2 事業主体及び負担区分</b> (1)(国1/2・県1/2) (2)(国1/2・県1/2) (3)国1/2(県1/4)市町村1/4 (4)(1)及び(2)(県10/10)、(3)(県1/2)市町村1/2									
<b>3 地方財政措置の状況</b> 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費 (細目)児童措置費(積算内容)児童福祉施設(1/2)									
<b>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</b> 9,500千円×0.5人=4,750千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との 対比
		国庫支出金	分担金 及び負担金						
決定額	1,546,537	605,277	3,252				938,008	3,812	
前年額	1,542,725	652,917	3,070				886,738		